

要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小中学校の児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

- **対象者** 上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
- 生活保護法に規定する保護の対象となつていない人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- 生活保護の停止または廃止の決定を受けた人
- その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人
- **対象期間** 年度内（4月1日～3月31日）※ 毎年度申請が必要です。
- **申請期間** 当初申請時期（6月中旬予定）○当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。
- 当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

● 申込方法

「就学援助希望申請書」に必要事項を記入のうえ、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し上島町教育委員会教育課もしくは各支所地域教育係または学校に提出してください。申請書は、上島町教育委員会教育課および各支所地域教育係または学校にあります。

- **問い合わせ** 教育委員会 教育課 ☎777-2207

重心・ひとり親家庭医療の受給者証更新手続き

重度心身障害者・ひとり親家庭医療の受給者証の更新について
現在お持ちの重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証は、有効期限が6月30日までとなっています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、更新申請書と受給者証を送付いたします。

- **問い合わせ** 各総合支所住民課または住民福祉課に問い合わせください。

弓削 住民課 ☎777-2503
岩城 住民課 ☎751-2500
生名 住民課 ☎761-3000
魚島住民福祉課 ☎781-0011

教科書展示会開催

令和2年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。今年度は、令和3年度から使用する中学校用教科用図書（全教科）の採択の年度となっております。子どもたちが来年度より使用する教科書をぜひ手にとってご覧になつていただきたいと思います。

- **期間** 6月12日（金）～6月25日（木）
- **時間** 9時15分～17時
- **会場** せとうち交流館（朗読室）※閉館日はありません。

- **問い合わせ** 教育委員会教育課 ☎777-2207

統計調査員登録の募集について

上島町では、国が実施する各種統計調査の調査員をしていただける「登録調査員」を募集します。統計調査は5年に1度実施される国勢調査、毎年行われる工業統計調査などがあり、1年間に約2～3種類の調査が実施されており、登録調査員は、統計調査が実施されることに、調査員業務に従事していただくことになります。詳しい内容については問合せ先までご連絡ください。

- **仕事の内容** 説明会出席・調査書類の配布・

調査票の回収と点検など

● 身分

国勢調査の場合 非常勤国家公務員
その他の統計調査の場合 非常勤地方公務員

● 報酬

約1～5万円（調査内容・受持件数によって異なる）

● 問い合わせ

上島町企画情報課（統計担当） ☎777-2500

今治税務署からのお知らせ

令和2年度国家公務員の税務職員採用試験受験申込を開始します。

税務職員募集標語

「私たちは、どんな不正も見逃さない。正義官。」

● 申込受付期間

6月22日（月） 9時～7月1日（水）（受信有効）

● 第1次試験日

9月6日（日）
※国税庁ホームページ
ホームページ



愛媛県職員（選考職）採用試験

愛媛県職員採用（令和3年度採用）のための試験を次のとおり行います。

運転免許証の有効期限を延長します （有効期限が令和2年7月31日までの方）

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の更新手続きを受けることができない方は、更新期限前に申請いただくことで更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります。

※運転免許センターへ郵送で申請も可能。

- **申請先** 運転免許センターまたは住所地を管轄する警察署
- **問い合わせ** 県運転免許センター ☎089-934-0110（代）

マイナンバーカードで最大5,000円分のマイナポイントがもらえます（お知らせ）

マイナンバーカードを取得し、〇〇ペイなどの民間キャッシュレス決済サービスを選択して、マイナポイントを申し込むと、国から最大5,000円分の「マイナポイント」が付与されます。

※キャッシュレスでチャージ等をした額の25%がマイナポイントとして付与。

- **募集** 令和2年9月～ 開始
- **申込** スマートフォンやPC で予約できるほか、担当窓口でも予約を支援しています。
- **問い合わせ** 県：地域政策課 ☎089-912-2235 ㊚089-912-2256

● 募集職種及び採用人数

看護師 88名程度
臨床検査技師 2名程度
診療放射線技師 1名程度
理学療法士 3名程度
作業療法士 1名程度
視能訓練士 1名程度
● **試験日** 6月5日（金）
● **試験日** 看護 師 6月20日（土）
看護 師 6月21日（日）
看護師以外

● 問い合わせ

愛媛県公営企業管理局総務課 ☎089-912-2790
※受験資格等詳細はお問い合わせください。



お忘れなく！ 児童手当現況届のご案内 ～提出は6月中に～

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。6月初旬に上島町から専用の用紙をお送りしますので、必要な書類と併せてご提出ください。

※ 現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

詳しくは各総合支所住民課および住民福祉課までお問い合わせください。

現況届に必要な添付書類

- **受給者が被用者（サラリーマンなどの厚生年金加入者）の場合** 「健康保険被保険者証（受給者本人）の写し」または「年金加入証明書」
- **その他必要に応じて提出する書類** 養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」や児童の「マイナンバーが記載された世帯全員の住民票の写し」が必要です。

令和2年度の所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 （給与収入のみ）
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5千円）を支給します。

- **問い合わせ** 弓削 住民課 ☎77-2503
生名 住民課 ☎76-3000
岩城 住民課 ☎75-2500
魚島住民福祉課 ☎78-0011